

懲戒権をめぐるって

子どもの虐待防止センター 理事

日本子ども虐待防止学会 理事長

奥山眞紀子

中間試案への意見

- 民法820条に関して その意図には賛成であるができれば以下の点に関してご検討いただけると幸いです。

「子の人格」⇒「子の権利および尊厳」

- 民法822条に関して丙案に賛成であるが、できれば以下の変更が望ましいと考えています。

【丙案】 民法第822条を次のように改める。

親権を行う者は、第820条の規定による監護及び教育を行うに際し、体罰を加えてはならない。

⇒「体罰および子の心身の傷となる罰を加えてはならない」

民法820条の検討提案の理由

問題は子どもの権利の侵害

- 民法の中に、親権は規定されているが、子どもの権利が規定されていない。日本は子どもの権利条約を批准しているにも関わらず。
- 親権と子どもの権利は対立するものではなく、親権者も子どもの権利を侵害してはならないはず。親子間での弱者は子ども。
- 民法820条②に関しては「子の人格」⇒「子の権利及び尊厳」の方が良いのでは？（personalityよりdignityの方が適切ではないか？）

子どもの権利委員会 一般的意見 8 号 (2006年)

体罰その他の残虐なまたは品位を傷つける形態の罰から保護される **子どもの権利**

- 目的

2. 子どもの権利条約その他の国際人権文書では、人間の **尊厳** および身体の不可侵性を尊重され、かつ法律上の平等の保護を受ける **子どもの権利** が認められている。委員会がこの一般的意見を発表する目的は、子どもに対するあらゆる形態の体罰および残虐なまたは品位を傷つける形態の罰を禁止および撤廃するために迅速に行動するあらゆる締約国の義務を強調するとともに、締約国がとらなければならない立法措置ならびにその他の意識啓発上および教育上の措置の概要を示すことである。

⇒ **体罰等から保護されるのは子どもの権利**

丙案に賛成と修正提案の理由

丙案に賛成の理由

- 科学的にも、罰（懲戒）より褒めるなどの報酬の方が「しつけ」としての効果が高いことは実証されているし、常識になっている。
- 特に、体罰は虐待への発展が多いし、体罰を受けて育った子どもは、DVに至る率が高い、罪悪感が欠如することが多い、他人に共感できない子が多い、攻撃的になる、等マイナス面が多く、プラス面がないことは実証されている。
- スウェーデンを始め、体罰を法制化した国では、最初は体罰が常識であったが、法制化することでその常識が変化してきている。体罰を明確に禁止する規定は意味があると考えられる。

修正提案の理由

「しつけ」と「懲戒」

親が子どもに行いたいのは「しつけ」である。「懲戒」はしつけにならない危険性が高い。何故なら、行動療法に関する研究では、「罰」は望ましい行動変容に繋がることが少ないことが常識になっている。場合によっては逆効果になる。

- しつけ（躾）

人間社会・集団の規範、規律や礼儀作法など慣習に合った立ち振る舞い（規範の内面化）ができるように、訓練すること。

- 懲戒

不正または不当な行為に対して制裁を加えるなどして、こらしめること。

「懲戒」が「しつけ」に繋がらない機序 ～心の傷がその原因～

- 「しつけ」は親子の関係性を基盤に、繰り返される。従って、前回の罰を与えられた記憶が子どもの対応に影響。
- 「しつけ」の行為の時に子どもが恐怖を抱くと、注意されるだけでも、その場を逃れるのに精いっぱいになり、何故怒られたか、だからそれをやめようという繋がりはなくなり、「しつけ」は効かなくなる。罰だけではなく褒められることにも鈍感になる。
- 身体の傷が「しつけ」を妨げるのではなく、痛み等への「恐怖」、つまり体罰に伴う心理的傷が影響する。
- 例えば、暗いところに閉じ込められた子どもは、その恐怖は覚えていても、何故閉じ込められたかは覚えていないことが多い。「たぶん自分が悪かった・・・」という程度。
- 「しつけ」に繋がらないために、親は更に罰をエスカレートさせる危険が生じる。その結果、身体的に虐待死や身体障害に繋がることもあるし、精神障害に繋がる危険が高い。

脳科学でも「しつけ」が効かないことが実証

(Takiguchi et al ; Br J Psychiatry Open, 1,1221-128, 2015)

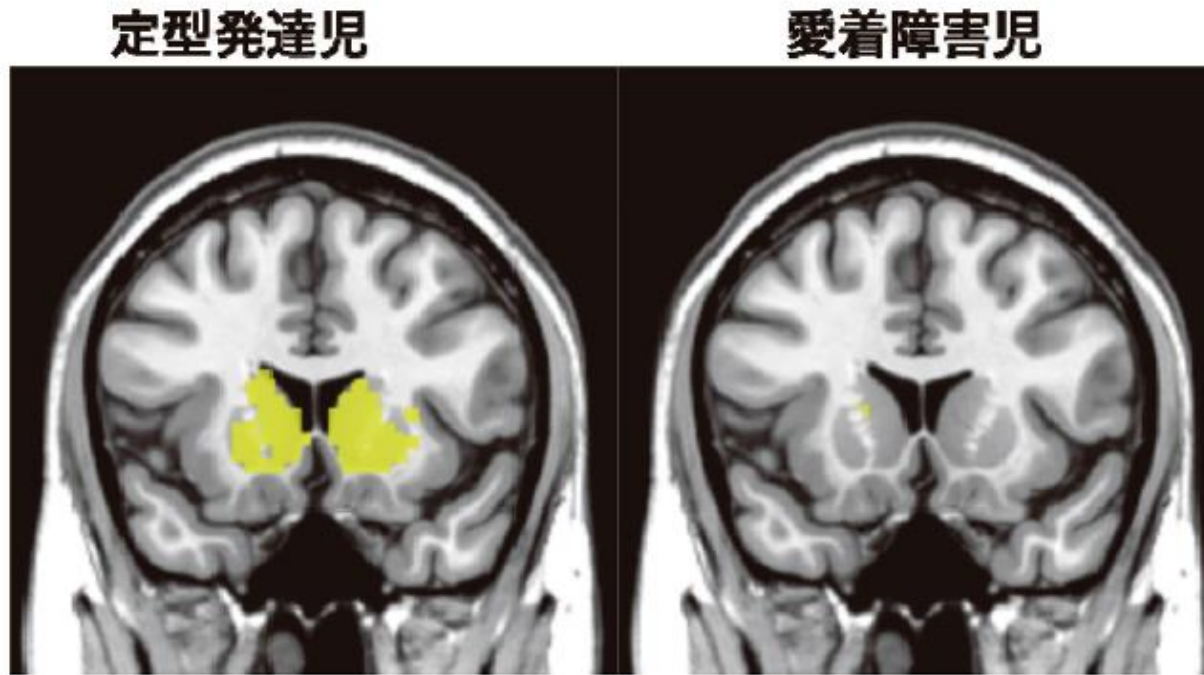


図 2A 反応性アタッチメント障害 (RAD) 患児における金銭報酬課題 fMRI 所見

心の傷は体罰だけでなく心理的罰でも生じる

- 親は「しつけ」だと言っても子どもの心身が傷つければ、それは心理的虐待に当たる
- これまでに体験した親の言う「しつけ」（子どもから見ると心理的虐待）
 - ・ 「お前は悪い子、生まれてこなければよかった」と繰り返し言う
 - ・ 罰として子どもが大切にしているものを破壊する
 - ・ 罰としてペットを殴る
 - ・ 説教として、長時間子どもを正座させて大声で怒鳴る
 - ・ きょうだいの前で辱めを受ける
 - ・ 罰として家族での食事に連れて行かない
 - ・ 悪いことをすると捨てるかと繰り返し脅す
 - ・ 罰として小さい子どもを5階の家の窓の外に掲げて脅す

心理的虐待による影響は大きい

臨床的には心理的虐待が子どもの将来の精神的問題に大きな影響があることを経験しているが、実証的研究が難しいという問題がある。これまでに実証されているのは以下の通りである。

- アタッチメント（愛着）への問題
- 行動の問題、社会的問題
- 世代間連鎖
- 自殺および精神保健的問題

心理的虐待の定義

- Psychological maltreatment is defined as a repeated pattern or extreme incident(s) of caretaker behavior that thwart the child's basic psychological needs (e.g., safety, socialization, emotional and social support, cognitive stimulation, respect) and convey a child is worthless, defective, damaged goods, unloved, unwanted, endangered, primarily useful in meeting another's needs, and/or expendable.
- 心理的虐待は、子どもの基本的心理的ニーズ（例えば、安全、社会化、情緒的・社会的支持、認知的刺激、尊重）を挫き、子どもが無価値で、欠陥があり、破損された物のようで、愛されていない、望まれていない、危険にさらされ、他者のニーズに合うことが最大の役割である、消耗品のようである、と伝える結果となる保護者の繰り返される行動パターンや極端な行動と定義される。

心理的虐待の分類

The American Professional Society on the Abuse of Children (APSAC)

- 軽蔑 SPURNING

子どもを拒否したり、価値を貶める、保護者の言語的、非言語的行動

- 恐怖を与える TERRORIZING

身体的に傷つけたり、殺したり、捨てたり、或いは子どもや子どもの愛する人や物を子どもがわかるように危険にさらしたり恐怖に陥れると脅したり実際にやりそうになる、保護者の行動

- 搾取/墮落させる EXPLOITING/CORRUPTING

子どもが不適切な行動や態度を発達させることをけしかける保護者の行為

- 情緒的非応答（無視）EMOTIONAL UNRESPONSIVENESS (ignoring)

子どもの関係しようとする試みやニーズを無視（子どもへの優しい感情、気遣い、愛情などを表現しない）し、子どもと殆ど或いは全くかかわろうとしない保護者の行為。

- 孤立させる ISOLATING

仲間や家庭内や家庭外の大人と関わったりコミュニケーションをとることを継続的に理由なく否定する保護者の行為

- 精神保健、医療、教育のネグレクト MENTAL HEALTH, MEDICAL, AND EDUCATIONAL NEGLECT

子どもの精神保健上の、医療上の、教育上の問題やニーズに対する必要な治療を無視したり、許可しなかったり、提供しない保護者の行為

ま と め

- 行き過ぎた罰がもたらす問題で、重要なのは「心の傷」、つまり心理的外傷
- 心理的外傷への子どものネガティブな反応は臨床的に提示することができる
- それがある場合には、行き過ぎの罰である可能性が高い
- 「体罰」は身体的外傷を伴わない場合もあるが、心理的外傷が問題
- だとすれば、心理的外傷をもたらす他の罰も含めるべきではないか